

海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に
関する基本方針の改正の概要

見直しの検討経過

平成21年12月1日 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(以下「離島の基本方針」という。)を総合海洋政策本部決定

平成26年12月26日 第12回総合海洋政策本部会合において、離島の基本方針の見直しに着手

平成27年1月27日 第1回関係省庁連絡会議を開催

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省により構成

平成27年6月24日 第11回総合海洋政策本部幹事会開催

平成27年6月30日 第13回総合海洋政策本部会合

離島の基本方針の改正主要事項①

離島の役割

我が国の領域保全や管轄海域の管理に果たす役割を明記

新たに盛り込まれた施策の概要

1. 我が国の管轄海域の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ・ 国庫に帰属することが新たに判明した土地の国有財産としての登録
[対象をEEZ外縁離島から領海外縁離島に拡大し、これらの外縁離島約280島について国有財産台帳への登録等を実施]
- ・ 衛星や航空機等による最新の観測技術等を活用した監視・状況把握の強化
[平成26年5月に打ち上げた「だいち2号」の活用 等]
- ・ 低潮線保全法及び低潮線保全基本計画に基づく、低潮線を変更させる行為の規制等の推進
[低潮線保全法の制定(平成22年6月)、低潮線保全基本計画の策定(平成22年7月)]

2. 我が国の領域保全や管轄海域の管理

- ・ 隙のない海上保安体制の構築
[全国における高性能化を図った巡視船への代替整備、航空機による尖閣24時間監視体制の構築 等]
- ・ 尖閣領海警備専従体制の確立
[平成27年度内に大型巡視船14隻相当による尖閣領海警備専従体制を整備 等]
- ・ 南西諸島を含む島嶼部の防衛態勢強化
[与那国島への沿岸監視隊の新編・配置 等]

離島の基本方針の改正主要事項②

3. 海洋における様々な活動を支援・促進する拠点となる離島の保全・管理

- ・ 沖ノ鳥島及び南鳥島における特定離島港湾施設の整備及び管理体制の構築等

[南鳥島は平成27年度に施設の利用開始予定、沖ノ鳥島は平成27年5月に現地工事を再開]

4. 生物多様性を支え、生態系サービスを提供する離島及び周辺海域の保全・管理

- ・ 海洋生物多様性保全戦略(平成23年3月策定)を踏まえた海洋保護区の設定の推進

[平成32年までに管轄権内水域の10%を保護区化]

5. 国民等に対する普及啓発

- ・ 離島の重要性、保全管理の必要性のウェブサイト等を利用した積極的な情報発信

[平成27年度内に国境離島WebPageを開設]

- ・ 海洋に関する教育の推進

[小学校、中学校及び高等学校における海洋に関する教育の推進]